

近世ヴェネツィアにおけるゲットーの拡大

藤内 哲也

はじめに

イタリア北東部の海港都市ヴェネツィアでは、1516年3月、イタリアで最初の強制的で隔離的なユダヤ人居住区、すなわち「ゲットー」が創設された。これは、旧稿で検討したように、カンブレール同盟戦争中に周辺の都市からヴェネツィア本島に避難していた金融業者らを定着させて、都市住民の金融需要を満たし、課税対象としてユダヤ人を利用する反面、その追放を要求する都市市民の反ユダヤ感情にも配慮した妥協の産物であった¹。

このときゲットーへの居住が強制されたのは、対岸のメストレをはじめとして、イタリア半島北部に広がるヴェネツィアの本土領の諸都市に定着していた、いわゆるアシケナジムのユダヤ人金融業者や古物商、医師などであった。一方、イベリア半島に出自をもち、オスマン帝国領に定着したセファルディム²の商人たちがヴェネツィアに来訪するようになると、彼らもまたゲットーに居住することが求められた。しかしながら、狭隘なゲットーには多くの商人を収容する余裕がなかったため、ヴェネツィア政府は1541年7月、従来のゲットーと橋で結ばれていた区域にまでユダヤ人居住区を拡大した。さらに1633年3月には、さらなるユダヤ商人の定着を狙って、運河を隔てた隣接区域が新たにゲットーに編入されている（後掲地図参照）。

本稿の目的は、この二度にわたるゲットー拡大のプロセスとその背景について検討することにある。ヴェネツィア史研究においては、カンブレール同盟戦争というヴェネツィア史上の重要な出来事に付随して実現したゲットーの創設と比べて、その拡大については管見の限りあまり着目されていないようである。そのため日本でも、齊藤寛海氏がヴェネツィアのレヴァント商業の動向や他都市との競合といった観点から、ヴェネツィアのゲットーの設置と拡張についてまとめ³、宮武史郎氏がヴェネツィアでも活動していたセファルディムの有力商人であるナスィ家をとりあげつつ、オスマン史の立場からセファルディム商人の広範なネットワークや影

1 ヴェネツィアにおけるゲットーの創設については、拙稿「16世紀ヴェネツィアにおけるゲットーの創設」『鹿大史学』58、2011年を参照。

2 セファルディムとは、ラテン語の「スペイン Hispania」に由来する言葉とされ、1492年の追放以前にイベリア半島に居住していたユダヤ人の子孫を指す。'Sephardim,' *Encyclopedia Judaica* 2nd ed., vol.18, Detroit, New York, San Francisco, New Haven, Conn., Waterville, Maine and London, 2007, p.292. ヴェネツィアでは、オスマン領から到来した「レヴァント系 Levantini」やイベリア半島から直接来訪した「西方系 Ponentini」などの集団があったが、その区別は曖昧であった。本稿では、原則としてイベリア半島に出自を持つユダヤ人を「セファルディム」と総称ことにしたい。

3 齊藤寛海「シャイロックの時代のユダヤ人」『一橋論叢』116・4、1996年（同『中世後期イタリアの商業と都市』知泉書館、2002年に再録。以後は同書についてのみ記載する）。また大黒俊二「中・近世のユダヤ人金融——対立と共存をこえて——」『関学西洋史論集』28、2005年、同「都市空間と社会的結合の比較史——重点研究を振り返って——」『都市文化創造のための比較史的研究』（大阪市立大学都市文化研究センター重点研究報告書）、2008年も参照。

響力、あるいはユダヤ人宮廷医師の活躍について検討しているものの⁴、ヴェネツィア史の文脈においてゲットー拡大の意味を問う研究はほとんど見当たらない。しかし、ヴェネツィアのゲットーやユダヤ人の活動について多彩な観点から研究しているラヴィドは、ゲットーの創設や二度の拡大に関する論考をはじめ、ヴェネツィア政府とユダヤ人共同体の関係について多くの業績を上げており、ゲットーの拡大が単なる居住区域の拡張にとどまらない意味をもつことを指摘している⁵。また、ゲットーやユダヤ人の概説的な研究を含めて、ヴェネツィアを舞台とするユダヤ史研究にも豊富な蓄積があり⁶、それらの成果や基礎的な史料に基づきながら、ゲットーの創設と拡大の過程や性格の違いについて考察することは、決して無意味ではないだろう。さらに、近世初頭のイタリア諸国にとって、レヴァント貿易に重要な役割を担っていたセファルディム商人への対応は、商業の振興を図るうえで不可欠であったことから、いち早くゲットーを開設したヴェネツィアのユダヤ人政策を、他のイタリア諸国の状況と比較することで、ヴェネツィアのゲットーが有する特徴についても考えてみたい。

1. セファルディム商人とヴェネツィア商業

1492年1月、イベリア半島最後のムスリムの拠点グラナダを陥落させてレコンキスタを完了したイザベルとフェルナンドのカトリック両王は、同年3月ユダヤ人追放令を公布した⁷。さらに、キリスト教への改宗に応じなかったユダヤ人たちの多くが逃れた隣国ポルトガルでも、

-
- 4 宮武史郎「ヨセフ・ナスィー——オスマン朝における元マラーノの軌跡——」『オリエント』39-1、1996年、同「16世紀地中海世界におけるマラーノの足跡——ドナ・グラツィア・ナスィー——」『地中海学研究』20、1997年、同「オスマン朝へのユダヤ教徒移民」歴史学研究会編『地中海世界史5 社会的結合と民衆運動』青木書店、1999年、同「15・16世紀オスマン朝におけるユダヤ教徒宮廷侍医」『史學』（三田史学会）69-3・4、2000年、同「ユダヤ教徒ネットワークとオスマン朝」『岩波講座世界歴史14 イスラーム・環インド洋世界 16-18世紀』岩波書店、2000年、同「16世紀地中海世界におけるユダヤ教徒ネットワークとユダヤ教と医師」『西南アジア研究』63、2005年、同「オスマン帝国とユダヤ教徒」深沢克己編『ユーラシア諸宗教の関係史論 他者の受容、他者の排除』勉誠出版、2010年。また、関哲行『スペインのユダヤ人』山川出版社、2003年、69-77頁も参照。
- 5 ラヴィドの数多い業績のうち、ゲットーの拡大に関わるものとして、Benjamin Ravid, 'The Religious, Economic and Social Background of the Establishment of the Ghetto in Venice,' Gaetano Cozzi, a cura di, *Gli ebrei e Venezia: secoli XVI-XVIII*, Milano, 1987 (以下、'Background'); id., 'The Establishment of the Ghetto Nuovissimo of Venice,' in *Jews in Italy: Studies Dedicated to the Memory of U. Cassuto on the 100th Anniversary of his Birth*, Jerusalem, 1988 (以下、'Ghetto Nuovissimo'); id., 'A Tale of Three Cities and their Raison d'Etat: Ancona, Venice, Livorno, and the Competition for Jewish Merchants in the Sixteenth Century,' Alisa Meyuhah Ginio (ed.), *Jews, Christians, and Muslims in the Mediterranean World after 1492*, London and Portland, 1992 (以下、'Tale of Three Cities'); id., 'The Venetian Government and the Jews,' Robert C. Davis and Benjamin Ravid (eds.), *The Jews of Early Modern Venice*, Baltimore and London, 2001 (以下、'Government and the Jews') を参照。
- 6 Cecil Roth, *History of the Jews in Venice*, New York, 1975 (first published in 1930); Riccardo Calimani, *Storia del Ghetto di Venezia*, nuova edizione, Milano, 2000 (以下、*Storia del Ghetto*); id., *The Ghetto of Venice*, trans. by K. S. Wolfthal, Milano, 2005 (以下、*Ghetto of Venice*) も参照。そのほか、建築史的な視点からの研究として、Donatella Calabi, Ugo Camerino, Ennio Concina, *La città degli ebrei. Il ghetto di Venezia: architettura e urbanistica*, Venezia, 1991; ドナテッラ・カラビ (福井憲彦・福井憲太訳)「ユダヤ人の都市——ヴェネツィアのゲットーをめぐる考察——」福井憲彦・陣内秀信編『都市の破壊と再生 場の遺伝子を解読する』相模書房、2000年などもある。
- 7 このユダヤ人追放令については、歴史学研究会編『世界史史料5 ヨーロッパ世界の成立と膨張 17世紀まで』岩波書店、2007年、225-226頁に抜粋して翻訳されている。なお、16世紀初頭には、スペイン支配が確立したナポリ王国やシチリア王国、ミラノ公国などでもユダヤ人の追放が命じられた。

1497年にユダヤ人の追放が命じられ、多くのユダヤ人が出国した⁸。またスペインでは、転向に応じて故郷に残った新キリスト教徒（コンベルソ）に対して、改宗の真正さを問う苛烈な異端審問が展開された結果、16世紀に入ってから断続的にコンベルソの出国が続き、なかには出国後にユダヤ教に回帰するものも少なくなかった⁹。

こうしてイベリア半島を離れたセファルディムのユダヤ人や新キリスト教徒は、親族や商業のネットワークを利用しつつ、フランドル¹⁰や地中海沿岸の各地に散らばっていった。とりわけ、地中海への進出を企図していたオスマン帝国は、こうしたセファルディムの商人たちを歓迎し、積極的に受容した結果、首都イスタンブルやガリラヤ湖畔のサフェドなどにセファルディムの大規模な共同体が形成され、在地のユダヤ人集団を凌駕するようになる¹¹。しかも、こうした商人たちは「スルタンの臣民」としてイタリア諸都市にも到来し、地中海商業に大きな役割を果たすようになった。

貿易の振興を期待するイタリア諸都市の側も、さまざまな特権を与えて、オスマン領から来訪するセファルディム商人を積極的に招請した。たとえばアドリア海に面するアンコーナは、1514年にギリシア東部の3都市の商人に与えた関税特権を「オスマンの臣民」に拡大し、1520年代には国際商業都市として発展した。1532年にローマ教皇軍によって占領されてからも、1534年には教皇パウルス3世によりユダヤ人を含むすべての外国人商人に安全通行権が与えられ、これらの商人が家族や商品とともに滞在し、商業活動を行うことが認められるなど、ユダヤ人への優遇政策は継続されている。しかも、これらの商人に対しては通常の税金を除く特別な課税はなされず、キリスト教への改宗やユダヤ教への再改宗といった宗教的な経歴は不問と

8 ただし、ユダヤ人の多くは改宗の道を選び、この時点でイベリア半島から亡命したユダヤ人の数は、従来の伝承よりもかなり少なかったと考えられている。この点については、Henry Kamen, 'The Mediterranean and the Expulsion of Spanish Jews in 1492,' *Past and Present* 119, 1988; Robert Bonfil, 'Italy—The Sad Epilogue to the Expulsion of the Jews from Spain,' in id., *Cultural Change among the Jews of Early Modern Italy*, Farnham and Burlington, 2010 (first published in 1995) を参照。

9 1492年におけるスペインのユダヤ人追放令とその後の状況については、さしあたりC・ロス（長谷川真・安積鋭二訳）『ユダヤ人の歴史』みすず書房、1997年、21章、L・ポリアコフ（合田正人訳）『反ユダヤ主義の歴史Ⅱ ムハンマドからマラーノへ』筑摩書房、2005年、238-277頁、関、前掲書、67-68頁、同「スファラディム・ユダヤ人——中世以降の歴史の変遷」駒井洋監修、駒井洋・江成幸編『叢書グローバル・ディアスポラ4 ヨーロッパ・ロシア・アメリカのディアスポラ』明石書店、2009年、163-164頁（以下、「スファラディム」）を参照。

10 多くのユダヤ人が定着したアントウェルペンが、オランダ独立戦争に際してスペイン支配下にとどまったことから、かわってアムステルダムに大規模なユダヤ人居住地が形成されることとなった。アムステルダムのユダヤ人については、桜田美津夫「オランダ共和国のユダヤ人——アムステルダムのユダヤ人を中心に——」『史観』140、1999年、同「セファルディムとアシケナジム——17世紀アムステルダム・ユダヤ人社会の成長——」『日蘭学会会誌』25-1、2000年。また、佐藤唯行『英国ユダヤ人 共生をめざした流転の民の苦闘』講談社、1995年、124-132頁、関、前掲書、77-81頁、同「中近世の地中海と大西洋世界におけるユダヤ人共同体——比較マイノリティー論の可能性を含めて——」『社会学部論叢』（流通科学大学）10-1、1999年、54-55頁（以下、「ユダヤ人共同体」）、同「スファラディム」168-170頁も参照。

11 オスマン帝国におけるユダヤ人の受容については、註2の宮武文献のほか、ロス、前掲書、23章、ポリアコフ、前掲書、第13章、関、前掲書、69-77頁、同「ユダヤ人共同体」52-54頁、同「スファラディム」164-168頁。

され、身分標識の着用も免除されていた¹²。また、1536年にはシナゴグの保有が許可され、1553年にはオスマン領から到来するセファルディム（レヴァント系）のみならず、イベリア半島から直接来訪する西方系ユダヤ人にも、同様の特権が与えられている¹³。

トスカーナでは、1527年にフィレンツェ領内でのユダヤ人金融の営業が禁止されるなど、アシケナジムの金融業者らに対する態度が厳しくなっていく一方で、1551年にはフィレンツェ公コジモ1世の特許状により、ユダヤ人を含む外国人商人に対してフィレンツェおよびトスカーナ領内での自由な居住と商業活動が許可され、セファルディム商人への特権的な待遇が認められた¹⁴。また、ピサに代わる外港として発展したリヴォルノでは、1548年以降すべての外国人商人に事実上の免税特権が与えられていた¹⁵。大公位の獲得を目指すコジモ1世は、後述するように、ローマ教皇の反ユダヤ政策に追隨してフィレンツェとシエナでゲッターを設立するが、リヴォルノでのセファルディム商人の優遇措置は継続し、1590年代には大公フェルナンド1世により数回にわたって特許状が公布され、実質的にセファルディム商人を対象とする信仰や取引の自由、免税特権などが認められている¹⁶。

一方、フェッラーラ公エルコレ2世は、1538年、キリスト教徒かユダヤ教徒かを問わず、イベリア半島出身の商人に領内での居住と商業活動を許可し、ウルビーノ公もユダヤ人の商業拠点となっていたペザロを支配下に置いて、後述するアンコーナでの隠れユダヤ教徒迫害後には、亡命してきたユダヤ商人を積極的に受け入れた¹⁷。少し遅れて1572年には、サヴォイア家のエマヌエーレ・フィリベルトもニースの自由港化を狙って特許状を發布し、ユダヤ商人の誘致を図っているが、この試みは教皇やスペインの圧力により失敗に終わっている¹⁸。

このように、イベリア半島に出自をもつセファルディムの商人に対して、地中海商業の活性化を図りたいイタリア諸国は、免税や居住の自由、ユダヤ教信仰の保証、身分標識の着用免除などの広範な特権を与え、きわめて寛容な態度をとっていた。しかしながら、イタリア各地に定着していた金融業者をはじめとするアシケナジムのユダヤ人に対しては、公益質屋（モン

12 アンコーナ的发展とセファルディム商人への対応については、Ravid, 'Tale of Three Cities,' pp.140-144; Renata Segre, 'Sephardic Settlements in Sixteenth-Century Italy: A Historical and Geographical Survey,' Ginio (ed.), *op.cit.*, pp.118-120; 齊藤寛海「アンコーナとラグーザ」『イタリア学会誌』35、1986年、120-121頁、同、前掲書、174-175、231-232頁。

13 Segre, *op.cit.*, pp.118-119.

14 Ravid, 'Tale of Three Cities,' p.144.

15 Segre, *op.cit.*, pp.127-128; 齊藤、前掲書、271頁。

16 Ravid, 'Tale of Three Cities,' pp.155-157; 齊藤、前掲書、271-275頁。1593年の特許状については、齊藤寛海「リヴォルノ憲章（1593年6月10日の特許状）」（翻訳）『信州大学教育学部紀要』87、1996年を参照。

17 Roth, *op.cit.*, pp.64-65; Segre, *op.cit.*, pp.124-127; Ravid, 'Tale of Three Cities,' p.141

18 またエマヌエーレ・フィリベルトは、スペイン王フェリペ2世の娘カテリーナとの結婚を契機に、隠れユダヤ教徒（マラーノ）への態度を硬化させるものの、新たな首都として整備していたトリノには、ユダヤ商人も誘致されていた。Segre, *op.cit.*, pp.128-130; Ravid, 'Tale of Three Cities,' pp.144-146.

テ・ディ・ピエタ Monte di Pietà)¹⁹の設立をはじめ、すでに15世紀から厳しい対応がとられるようになっていた。とりわけ、教皇パウルス4世によって1555年にローマにゲットーが設置されると、翌年にはアンコーナで隠れユダヤ教徒が摘発され、24人が火刑に処された²⁰。また、1569年にはローマとアンコーナ以外の教皇領からユダヤ人が追放されるとともに²¹、こうした反ユダヤ主義的政策が他のイタリア諸国にも求められた結果、1570年のフィレンツェや翌年のシエナをはじめ、イタリア諸都市でゲットーが設置されていくこととなる²²。こうした流れのなかで、アンコーナのようにセファルディムへの優遇措置が一時的に縮小し、ユダヤ商人の地位が動揺することはあったものの、全般的にはアシケナジムの金融業者らに対する抑圧的な政策と比べて、セファルディム商人に与えられた保護や特権は著しい対照をなしているのである。こうした点を、イタリア諸国に共通するユダヤ人政策の「ダブル・スタンダード」として理解することができるだろう。しかもそれは、教皇領におけるローマのゲットーとアンコーナでのユダヤ商人の優遇、あるいはトスカーナ大公国におけるフィレンツェやシエナのゲットーとリヴォルノでの居住や商業活動の自由というように、同じ国家のなかでも空間的に分離し、異なる都市で実現している場合もみられたのである。

一方ヴェネツィアでは、1497年にマラーノと蔑称されていた隠れユダヤ教徒の追放令が出され、イベリア半島からのユダヤ人やコンベルソの直接的な来訪を拒絶する姿勢が示されていたものの²³、1524年にはヴェネツィア市民に限られていた地中海商業への直接参加を「オスマンの臣民」にも容認するなど、他都市と同様にオスマン領に定着していたセファルディム商人の積極的な誘致へと方針を転換していった²⁴。その背景には、先述のアンコーナや、その対岸に位置し、オスマン帝国の保護領として急速に発展したラゲーザなど²⁵、新たなライバル都市の成長がある。また、1538年のプレヴェザの海戦によってオスマン帝国が東地中海の覇権を握り、ヴェネツィアとの商業が停滞していた1530年代後半～40年代前半には²⁶、事態の打開を期待して、ヴェネツィア政府もユダヤ商人をより積極的に受容するようになった。

19 公益質屋については、大黒俊二「バルナルディーノ・ダ・シエナとモンテ・ディ・ピエタ設立運動—パヴィアを中心に—」『イタリア学会誌』51、2002年（同『嘘と貪欲 西欧中世の商業・商人観』名古屋大学出版会、2006年に再録）を参照。

20 この事件に抗議して、オスマン領内のユダヤ商人たちの一部にはアンコーナとの取引をボイコットする動きも見られたが、アンコーナ在住のユダヤ人への影響を懸念して反対意見も出され、結果としてボイコットは失敗している。齊藤「アンコーナとラゲーザ」128頁、同前掲書、263頁。なおアンコーナでは、1585年には再度ローマ教皇よりユダヤ商人への寛容が表明され、1594年にはユダヤ商人の取り扱う商品への関税が免除されるなど、セファルディム商人を優遇する商業振興政策が復活している。齊藤「アンコーナとラゲーザ」121頁、同前掲書、263頁。

21 Ravid, 'Tale of Three Cities,' p.158; Calimani, *Storia del Ghetto*, pp.57-58; id., *Ghetto of Venice*, pp.48-49; 齊藤、前掲書、263頁。

22 齊藤、前掲書、268-269頁。

23 Segre, *op.cit.*, pp.121-122.

24 齊藤、前掲書、264頁。

25 ラゲーザの発展については、齊藤「アンコーナとラゲーザ」121-123頁、同、前掲書、172-175、231-232頁。

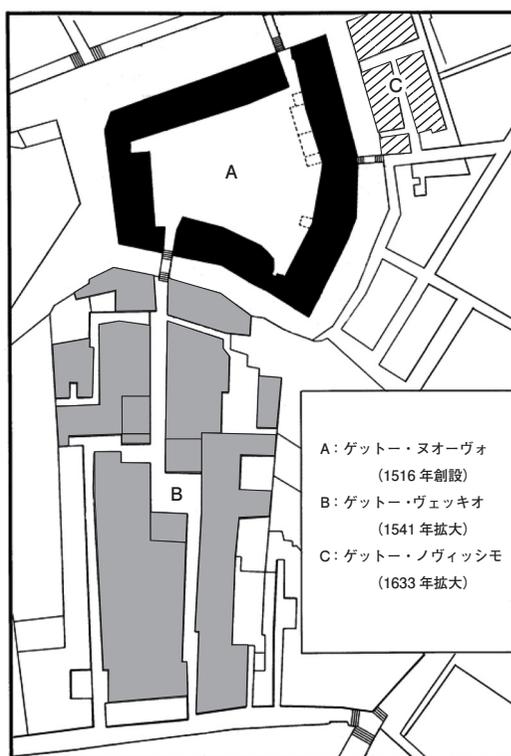
26 プレヴェザの海戦後におけるヴェネツィアの経済状況については、齊藤、前掲書第2部第4章参照。

すなわち、他のイタリア諸都市に先駆けて、1516年にアシケナジムの金融業者らを隔離するためのゲッターを創設していたヴェネツィアもまた、商業の活性化を目的としてセファルディム商人の誘致を図っており、この点でユダヤ人政策におけるイタリア諸国の「ダブル・スタンダード」を共有していたといえるだろう。ただし、ヴェネツィアの場合には、すでにゲッターが設けられていたことから、アシケナジムの金融業者らとともにセファルディム商人についても、同じ条件下でのゲッター滞在が義務づけられていたことに大きな特徴がある²⁷。そして、ゲッターの拡大問題が浮上してき背景には、このアシケナジムとセファルディムとの「混住」状況があったのである。

2. ゲッターの拡大

1516年3月の元老院令によって、ヴェネツィアで最初にゲッターが設定されたのは、「ゲッター・ヌオーヴォ（新ゲッター）ghetto nuovo」と呼ばれていた小島であった。ここは周囲を運河で囲まれていたために、閉鎖化が容易で、外部と連結する2つの橋には門が設置されていた（地図参照）²⁸。

アシケナジムの金融業者や医師らとともに、この狭いゲッターでの滞在を余儀なくされていた「オスマンの臣民」としてのセファルディム商人たちは、1541年、ヴェネツィア政府に対して独自の居留地確保を要望した。そのため、商業五人委員会 Cinque Savi alla Mercanzia は、商業振興政策の一環としてこれを認める提案を行い、同年6月2日に元老院で可決された²⁹。それによると、「ロマニア」と総称されて



Umberto Fortis, *Il Ghetto sulla laguna: Guida storico-artistica al Ghetto di Venezia (1516-1797)*, Venezia, ristampa, 2001, p.4より作成。

27 ロスは、1541年のゲッター拡大まで、セファルディム商人がヴェネツィア市内に自由に居住していたと認識している。Roth, *op.cit.*, p.61. しかし、ラヴィドはこれを否定して、アシケナジム同様にセファルディム商人も、すでに拡大以前からゲッターへの居住が求められていたとし、カリマーニも同調している。Ravid., 'Background,' pp.227-228; Calimani, *Storia del Ghetto*, pp.54-55; id., *Ghetto of Venice*, pp.46-47.

28 ゲッター設立当初は、ゲッター・ヌオーヴォとゲッター・ノヴィッシモを結ぶ橋はなく、これは1633年の拡大時に新たにつくられたものである。本稿第3章参照。

29 1541年6月2日の元老院令の原文は、Archivio di Stato di Venezia, *Senato Mar*, reg.26, cc.44v-46r. なお、この法令の抜粋が Ravid., 'Background,' pp.250-251に、またその英訳が *Venice: A Documentary History 1450-1630*, David Chambers and Brian Pullan, (eds.) Oxford and Cambridge, Mass., 1992, p.344 (以下、*Documentary History*) に収載されている。

いたバルカン半島からやってくるほとんどの商品は、「来訪するレヴァントのユダヤ商人〔セファルディムを指す：引用者註〕の手によって当市に運ばれてくる」ため、ヴェネツィアに利益をもたらすこうしたセファルディム商人が「滞在するための場所が必要」であるものの、ゲットーにはもはやそうした余地は残されていない。そこで、しかるべき機関が現地調査をおこなったうえで、運河を隔てて隣接する「ゲットー・ヴェッキオ（旧ゲットー）ghetto vecchio」に新たな滞在場所を設定し、既存のゲットー・ヌオーヴォと同様に、閉鎖され「保護される」ことが決定されたのである³⁰。

この法令に基づいて、元老院の執行機関に相当するコッレージョから現地調査を命じられた商業五人委員会は、従来のゲットーが狭小なため、ゲットー・ヴェッキオ地区への拡大を妥当とする報告を行い、7月20日にはその具体策として、ゲットー・ヌオーヴォと同様に、ゲットー・ヴェッキオの当該地域を壁で囲むこと、両地区を結ぶ橋に設置されていた門を、ゲットー・ヴェッキオのカンナレージョ運河側の入り口に移設し、これまで通りキリスト教徒の守衛を配置すること、ユダヤ人居住区と通じる周囲の建物の出入り口を封鎖し、外周の壁へのバルコニーの設置を禁止することなどの具体策をまとめた³¹。これらの措置は、周囲を運河で囲まれたゲットー・ヌオーヴォに対して、ゲットー・ヴェッキオが区域外の建物と隣接しているという立地条件に応じた若干の違いはあるものの、おおむねゲットー・ヌオーヴォの現状を踏襲し、ゲットー全体を閉鎖するための物理的な障壁を設けるものであった。

さらに、ゲットー・ヴェッキオ地区に建つ住宅を所有するミノート家に対して、ゲットー創設時と同様に、家賃の3分の1の値上げとその部分についての十分の一税の免除が規定されるとともに、ミノート家とユダヤ人との間で生じた係争については、商業五人委員会が裁定権をもつことが定められた。また、新たに設定されたゲットー・ヴェッキオ地区に入居することができるのはセファルディム商人のみで、しかもこれらの商人は家族を伴わずに単身で滞在することとされ、その期間も4か月以内に制限された³²。ただし、セファルディム商人からの要望により、9月2日には滞在期間が2年に延長されている³³。さらに、定住ではなく短期間の滞在しか想定されないセファルディム商人だけが入居することになれば、多くの空室が出ることを懸念した家主のミノート家は、1560年にゲットー・ヴェッキオ地区でもアシケナジムの居

30 ASV, *Senato Mar*, reg.26, cc.45v-46; Ravid, 'Background,' pp.250-251; *Documentary History*, p.344. また、Roth, *op.cit.*, p.61; Ravid, 'Background,' pp.222-223; id., 'Government and the Jews,' pp.14-15; id., 'Tale of Three Cities,' pp.142-143; Calimani, *Storia del Ghetto*, pp.53-54; id., *Ghetto of Venice*, p.45も参照。

31 この7月20日のコッレージョの規定のテキストは、Ravid, 'Background,' pp.251-252. また *ibid.*, pp.224-225; Calimani, *Storia del Ghetto*, p.54; id., *Ghetto of Venice*, p.46も参照。

32 Ravid, 'Background,' pp.224-225, 252; Calimani, *Storia del Ghetto*, p.54; id., *Ghetto of Venice*, p.46. なお、カリマーニはミノート家が享受した家賃の3分の1の値上げ分に対する十分の一税の免除はなかったとしているが、その根拠は明示されていない。

33 Ravid, 'Background,' p.225.

住を可能とするよう請願し、認められた³⁴。ただし、この措置によって初めてアシュケナジムのユダヤ人による居住が可能となったのか、あるいは単に現状を追認したものかは不明である。とはいえ、17世紀前半に活躍したアシュケナジムのラビ、レオン・モデナが、実際にゲットー・ヴェッキオ地区に居住しているように³⁵、拡大後のヴェネツィアのゲットーでも、アシュケナジムとセファルディムの「混住」状況が現出していたのである。

このように、アシュケナジムとセファルディムの間の居住地の区分が消失する一方、レヴァントのユダヤ商人は金融業や古物商に従事することは禁止され、職業に関するアシュケナジムとの差別化が図られた³⁶。こうした相違は、それぞれのユダヤ人共同体に与えられた特許状にもみることができる。

1516年のゲットー創設の根拠のひとつとして、アシュケナジムの金融業者や古物商に市内での営業を許可する特許状が挙げられるが³⁷、1541年のゲットー拡大は、上記のように商業五人委員会による商業振興策の一環として提案されており、当初はセファルディム商人には特許状が与えられていなかった。しかしながら、1589年になって最初の特許状が付与され、セファルディム商人は家族とともに10年間安全に居住することが保証された結果、当初想定された「オスマンの臣民」としての一時的な滞在ではなく、アシュケナジムと同様にヴェネツィアの定住民として認められ、ユダヤ人の身分標識としての黄色の帽子を着用することが義務づけられた³⁸。また、商取引の自由やユダヤ教信仰も認められ、セファルディムの共同体はアシュケナジムとは異なる独自のシナゴグをそれぞれ建設している³⁹。すなわち1589年の特許状は、非ヴェネツィア人であったセファルディム商人を定住させ、それまでヴェネツィア市民に限定さ

34 *ibid.*, p.225; *id.*, 'Government and the Jews,' p.20.

35 たとえば1607年には、レオン・モデナはゲットー・ヴェッキオに住居と教場をかまえている。*Vita di Jehudà: Autobiografia di Leon Modena rabbino veneziano del XVII secolo*, a cura di Elena Rossi Artom, Umberto Fortis e Ariel Viterbo, Torino, 2000, p.65; *The Autobiography of a Seventeenth-Century Venetian Rabbi: Leon Modena's Life of Judah*, Cohen, M. R. (trans. and ed.), Princeton, 1988, p.105. また、ゲットー・ヌオーヴォにあるゲットー博物館に掲示された地図には、ゲットー・ヴェッキオ内の古い建物にモデナの教場があったことが明示されている。

36 Ravid, 'Background,' p.223. ただし、アシュケナジムの経済状況が悪化し、金融業の維持や課徴金の負担を担うことが難しくなると、セファルディムに対しても応分の負担が求められた。また、アシュケナジムによるレヴァント商業への参入もみられるようになり、1634年にはそれが正式に認められるなど、両者の法的地位や経済活動は同質化が進んだ。Ravid, 'Government and the Jews,' p.20; Calimani, *Storia del Ghetto*, cap. 12; *id.*, *Ghetto of Venice*, chap.7.

37 Ravid, 'Government and the Jews,' pp.18-19. また、齊藤、前掲書、266-267頁、前掲拙稿、63頁も参照。

38 Ravid, 'Government and the Jews,' pp.20-21. ただし、同時代人の観察によれば、アシュケナジムは赤の帽子をかぶり、セファルディムは黄色のターバンを着用しており、両者は意識的に差別化を図っていたようである。拙稿「あるイングランド人旅行者の見たヴェネツィアのゲットー——トマス・コーリヤットの旅行記から——」『鹿大史学』55、2008年、20-21頁。このように、居住地としてのゲットーの一体化は、必ずしもアシュケナジムとセファルディムの同化や融合をもたらしたとはいえない。Roth, *op.cit.*, pp.61-62, 69-71.

39 ゲットー・ヴェッキオには、セファルディムのなかでもレヴァント系や西方系などの共同体ごとに、複数のシナゴグが建設された。Roth, *op.cit.*, p.70; Ravid, 'Government and the Jews,' pp.22-23; Calimani, *Storia del Ghetto*, pp.153-154; *id.*, *Ghetto of Venice*, p.134. ゲットー内のシナゴグについては、Ennio Concina, 'Sinagoghe,' Calabi, Camerino, Concina, *op.cit.*; Ugo Camerino, 'I Rilievi delle sinagogue,' *ibid.* も参照。

れていたレヴァント貿易への参加を承認するとともに、形式上はキリスト教に転向していた新キリスト教徒の再改宗も含めて、ユダヤ教信仰を公認したものであり、この点は他のイタリア諸国にみられるセファルディム商人の優遇政策と共通する性格をもつものであったといえるだろう。とはいえ、セファルディムに対するゲットーへの居住強制や身分標識の着用は、すでに1516年からゲットーに囲い込まれていたアシケナジムと同じ措置であり、この点はセファルディム商人の居住の自由が認められていたアンコーナやリヴォルノなどとは異なっている。前章でも指摘したように、ヴェネツィアではユダヤ人政策の「ダブル・スタンダード」がゲットーという単一の場で実現し、その結果としてセファルディムの日常生活にも一定の制約が課されていた点に、他都市と異なる特質を見出すことができるのである。

しかも、ゲットーがヴェネツィアにおけるユダヤ人政策の「ダブル・スタンダード」を体現する場であるすれば、たとえそれが強制的で隔離的なユダヤ人居住区として整備されたとしても、ゲットーの拡大においては創設時と異なる性格をもつようになったといえることができるだろう。すなわち、カンブレール同盟戦争にともなってヴェネツィア市内に避難し、金融業や古物商の営業が認められるようになったアシケナジムのユダヤ人を対象に、キリスト教徒から隔離するために1516年に創設されたゲットーが、いわば「強制としてのゲットー」であったのに対して、セファルディム商人からの要望に基づき、商業の振興の観点からユダヤ商人の来訪と定着を狙って拡大したゲットーは、セファルディム商人誘致のための「特権としてのゲットー」という性質をもつものとして意義づけられるのである。もちろん上述のように、セファルディム商人もゲットー内での居住や身分標識の着用が義務づけられており、1541年の拡大以降もゲットーがユダヤ人の排除と隔離のための装置であったことは疑いない。しかし1573年には、オスマン帝国のムスリム商人が、ユダヤ商人と同様に独自の居留地を求める請願を行っている⁴⁰ことから推測されるように、セファルディム商人にとってのゲットーは、ヴェネツィアへの定着と商業活動を容易にするために与えられた特権や保護としての性格を帯びていたのである⁴¹。

こうした性格は、1633年に実現したゲットーの再拡大時にもそのまま継承される。しかもこのときには、ゲットー内で「混住」しながらも同化することなく、職業や経済力の違いから軋轢も生じていたアシケナジムとセファルディムの間の不和もまた露呈されることとなった。そこで次に、このゲットーの再拡大の過程について検討してみよう。

3. ゲットー・ノヴィッシモへの再拡大

1630年7月、ゲットーに暮らすセファルディム商人は、その再拡大を要請した。これは、ゲッ

40 Ravid, 'Background,' p.73.

41 拙稿「ヴェネツィアにおける外来者とマイノリティ——都市社会のなかのボーダー——」竹内勝徳・藤内哲也・西村明編『クロスボーダーの地域学』南方新社、2011年、41-44頁も参照。

トーの狭隘さを指摘するとともに、拡大によって海外のユダヤ商人の来訪の可能性を示唆することで、海外貿易の振興を図りたいヴェネツィア政府の歓心を買おうとするものであった。同様の請願は1604年、1606年にも出されていたが、それまでヴェネツィア政府はこの要請に応じていなかったのである⁴²。

にもかかわらず、このときには、翌1631年2月にゲットーの再拡大案が元老院で可決され、1541年の拡大時と同様に、商業五人委員会に対して候補地の選定とコッレージョへの報告が指示された。その背景には、当然のことながら、レヴァント商業におけるセファルディム商人の果たす役割の大きさへの認識があった。とりわけ当時のヴェネツィアでは、1630年のペスト流行による人口減少や経済活動の停滞が深刻であり、その活性化が喫緊の課題となっていたのである⁴³。

しかしながら、このゲットーの再拡大は円滑には進まなかった。1632年11月には、まずユダヤ人たちが入居する住宅の家主たちが、ゲットーの再拡大に反対する請願書を提出した。それは、セファルディム商人が主張するようなゲットーの過密状態を否定し、空室の増加による家賃収入の減少を懸念したもので、元老院でもこうした家主の意見に配慮することが確認された⁴⁴。これに対してセファルディム商人は、3000ドゥカートの違約金をもって、1年以内に20家族の新たなユダヤ商人の移住を保証し、ゲットー再拡大の実現を後押ししようとしている⁴⁵。

一方、アシュケナジムのユダヤ人からも反対意見が出された。キリスト教徒の家主が所有するゲットーの住宅には、事実上ユダヤ人以外の入居はありえなかったが、ゲットー内の人口増加に対応するために、それらの建物では居住していたユダヤ人の手によって家屋の建て増しや又貸しなどが盛んに行われていた。そうした住居については、アシュケナジムのユダヤ人が実質的な権利を保有して、高額の仲介料や賃貸料を徴収しており、彼らも家主と同じく空室の増加による収入の減少を懸念したのである⁴⁶。ゲットーの再拡大をめぐる、このセファルディムとアシュケナジムの立場の違いからは、狭いゲットーのなかで混住しながらも、なお同化することなく独自の伝統や慣習を守り、経済活動を営んでいる両者の間の軋轢を指摘することができるだろう。

こうした状況のなかで、実務を担当する商業五人委員会は、海外からのさらなるセファルディム商人の来訪を期待して、ゲットーの再拡大を支持した。ただし、当初予定されていた拡大区域を縮小し、運河を隔ててゲットー・ヌオーヴォに隣接する区域に新たに20戸の住宅を用意するとともに、両者を結ぶ橋を新設し、旧来のゲットーと同様に新たに編入される区域も建物や壁によって閉鎖されること、空室の増加を懸念する家主に配慮して、旧来のゲットーに居住するユダヤ人は3年間にわたり新たな地区には居住できないこと、さらに20家族のユダヤ人

42 Ravid, 'Ghetto Nuovissimo,' pp.39*42*.

43 *ibid.*, p.40*.

44 *ibid.*, pp.41*43*.

45 *ibid.*, pp.43*44*.

46 *ibid.*, pp.44*48*.

が新たに定着しなかった場合には、セファルディムの代表者によって3000ドゥカートが供出されることとした。そして1633年3月3日に、この商業五人委員会案を踏襲したゲッター再拡大法案が元老院で可決されることによって、第3のゲッターが成立したのである⁴⁷。ここは「ゲッター・ノヴィッシモ（最新のゲッター）ghetto n(u)ovissimo」と呼ばれるようになった⁴⁸。1516年に創設されたヴェネツィアのゲッターは、こうして二度の拡大を経て、3区画からなる複合的な領域となり、1797年のナポレオンによる解放まで、永続的なユダヤ人居住区として機能することとなったのである。なお、1635～36年におけるセファルディム商人への特許状の更新時において、実際に20家族のユダヤ人がゲッター・ノヴィッシモに定着したことが確認されていることから⁴⁹、3000ドゥカートの違約金の拠出はなかったものと思われる。

このゲッター・ノヴィッシモへの再拡大は、セファルディム商人からの要請に基づき、レヴァント商業の活性化のために新たなユダヤ商人の来訪を期待する商業五人委員会が主導したことから、1541年におけるゲッター・ヴェッキオへの拡大時と同様に、「特権としてのゲッター」という性格を帯びていたといえることができるだろう。もちろん、前章でも確認したように、ゲッターがユダヤ人を隔離するための強制的な居住区であり、拡大された区域でも壁で閉鎖されるなどの措置が講じられている以上、こうした「特権としてのゲッター」もまた、ユダヤ人の日常生活に一定の制約を課す「強制としてのゲッター」という側面を持つことも理解する必要がある。しかしながら、ユダヤ人政策の「ダブル・スタンダード」がゲッターという単一の場で実現されたヴェネツィアにおいては、ゲッターがアシュケナジムの金融業者らに対する強制や抑圧の手段であると同時に、セファルディム商人に対する優遇措置でもあるという両義性を帯びている点に、その最大の特徴を見出すことができるのである。

おわりに

アシュケナジムの金融業者らを都市に定着させるとともに、その居住を制限し、キリスト教徒から隔離するための装置としてのゲッターが、セファルディム商人を対象とする二度の拡大を通じてどのような性格を帯びることになったのか。本稿では、こうした課題について検討するために、1541年のゲッター・ヴェッキオへの拡大と、1633年のゲッター・ノヴィッシモへの再拡大の過程を概観してきた。

47 この元老院令のテキストは、Ravid, 'Background,' pp.253-254; id., 'Ghetto Nuovissimo,' pp.53*-54*. また Roth, *op.cit.*, p.62; Ravid, 'Ghetto Nuovissimo,' pp.49*-50*; id., 'Background,' pp.245-246; Calimani, *Storia del Ghetto*, p.154; id., *Ghetto of Venice*, p.135も参照。

48 この時点で、ヴェネツィアにおいてユダヤ人居住区が設定された地域の名称としての「ゲッター」から、ユダヤ人居住区を示す用語へと変化していることになる。ユダヤ人居住区の呼称としての「ゲッター」の起源と普及については、Ravid, 'Background,' pp.218-219; id., 'From Geographical Realia to Historiographical Symbol: The Odyssey of the Word *Ghetto*,' David B. Ruderman, (ed.), *Essential Papers on Jewish Culture in Renaissance and Baroque Italy*, New York and London, 1992参照。

49 Ravid, 'Ghetto Nuovissimo,' p.51*.

その結果、これらの拡大においては、まずアシケナジムを対象とする従来のゲッターとは区別された、独自の居留地を求めるセファルディム商人側からの要請があり、レヴァント貿易の振興を目的に彼らの来訪を期待するヴェネツィア政府、とりわけ商業政策を担う商業五人委員会が主導して実現したことが確認できた。したがってヴェネツィアにおけるゲッターの拡大は、創設当初におけるアシケナジムの強制的な集住と隔離という目的よりも、むしろセファルディム商人の定着を促すための「特権」としての性格をもつ手段であったと理解できる。こうした点は、ユダヤ人のゲッターを引き合いに出しながら、独自の商館を要求したムスリム商人の請願からも看取することができるだろう。アシケナジムの金融業者らに対する抑圧と対をなす、こうしたセファルディムのユダヤ商人誘致のための「特権」は、他のイタリア諸国と共通するユダヤ政策の「ダブル・スタンダード」のヴェネツィア的な表現であったとみることができる。

しかしながら、他都市に先駆けて1516年に強制的で隔離的なユダヤ人居住区が創設されていたヴェネツィアでは、その「ダブル・スタンダード」がゲッターという場に集約されていたことから、「特権としてのゲッター」にも強制的な性格が付随することとなった。そのため、優遇されているはずのセファルディム商人もまた、ヴェネツィアでは居住の自由は認められず、身分標識の着用が義務づけられた。したがって、「強制としてのゲッター」と「特権としてのゲッター」は、前者から後者への単純な移行や変容ではなく、むしろヴェネツィアのゲッターを特徴づける両義的な性格として理解されるべきであろう。

さらに、アシケナジムへの抑圧とセファルディムへの優遇という「ダブル・スタンダード」を体現した場としてのヴェネツィアのゲッターは、出自や言語を異にし、それぞれに与えられた個別の特許状に基づいてゲッターでの居住が認められ、異なる職業に従事することが規定されたアシケナジムとセファルディムのユダヤ人が「共存」する場であった。しかも彼らは、同一条件の下での混住と職業規定の緩和により、現実にはある程度同質化が進展するとしても、共同体ごとにシナゴグを保有し、独自の慣習や文化を維持していたのである。こうした状況において、セファルディムが求めたゲッターの再拡大にアシケナジムが反対したように、両者間の軋轢や摩擦がみられることも少なくなかった。また、ヴェネツィア政府や支配層としての貴族階級をはじめ、キリスト教徒の都市民やヴェネツィアを訪れる外国人との関係性においても、両者は必ずしも同一ではなかったはずである。では、ゲッターや都市社会において、アシケナジムとセファルディム、あるいは彼らユダヤ人と都市住民や旅行者との関係性はどのようなものであったのだろうか。彼らの居住の場としてのゲッターの成立と拡大についての検討を終えたいま、次なる課題として、そうしたゲッター内部における複数のユダヤ人共同体の間の相互関係や、キリスト教徒の都市民との関係性という新たな問題が浮かんでくる。こうした点については今後の課題として、さらに検討を続けたい。

【本稿は、平成23年度科学研究費補助金（若手研究(B)）による研究成果の一部である】